

# 岐阜県公報

号外 (28) 平成二十四年四月一日

目 次

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則を廃止する規則

教育委員会告示

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務の委任

(教職員課)

二

(教職員課)

二

ページ

岐阜県教育委員会規則 第七号  
平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 土屋 崇

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則  
岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

|        |        |
|--------|--------|
| 六、六八九人 | 六、六六九人 |
| 三八七人   | 三八四人   |
| 七三人    | 八一人    |
| 四二人    | 三二一人   |
| 三八六人   | 三八五人   |
| 四、一〇六人 | 四、一〇六人 |
| 三八八人   | 三八五人   |
| 四、一一九人 | 四、一九五人 |
| 一九八人   | 一九五人   |
| 四一人    | 四五人    |
| 一六人    | 一二八人   |
| 二〇四人   | 二〇四人   |
| 二〇四人   | 二〇四人   |

を

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則を廃止する規則をこのに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 土屋 嶽

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則を廃止する規則  
岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則（平成七年岐阜県教育  
委員会規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第二号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー条例を廃止する条例（平成二十四年岐阜県条例  
第四十三号）により廃止された岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーに関する事務を平  
成二十四年四月一日付けで岐阜県商工労働部長に委任した。

なお、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営事務の委任に関する告示（平  
成二十一年岐阜県教育委員会告示第一号）は、平成二十四年四月一日から廃止する。

平成二十四年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 土屋 嶽